

つくばみらい市議会 総務常任委員会会議録

平成 21 年 3 月 5 日 開会

平成 21 年 3 月 5 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会総務常任委員会

平成21年3月5日 午後1時30分開会

出席委員

副委員長	海老原 弘 君
委員	松本 和男 君
委員	山崎 貞美 君
委員	今川 英明 君
委員	豊島 葵 君
委員	中山 平 君

欠席委員

委員長	神立 精之 君
-----	---------

出席議員

1 番	秋田 政夫 君
2 番	坂 洋 君
3 番	高木 寛房 君
4 番	染谷 礼子 君
12 番	古川 よし枝 君
18 番	川上 文子 君

出席説明者

副市長	小林 弘文 君
総務部長	小渡 辺勝美 君
秘書広聴課長	石神 栄 君
定額給付金対策室長	菊地 龍夫 君
企画政策課長	森 勝巳 君
企画政策課長補佐	中島 強 君
総務課長	湯元 茂男 君
総務課長補佐	奈幡 優 君
財政課長	片見 和男 君
財政課長補佐	張谷 昌彦 君
参事兼人事課長	中川 修 君
人事課長補佐	森 伸次 君

出席議会事務局職員

事務局長	井波 進 君
事務局長補佐	関 俊明 君
書 記	大野 隼人 君

議 事 日 程

平成 2 1 年 3 月 5 日 (木曜日)

午後 1 時 3 0 分開会

1 . 協議案件

- 1) 議案第 7 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第 8 号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第 9 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第 10 号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第 16 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 6 号)

午後 1 時 3 0 分開会

○副委員長 (海老原 弘君) ただいまの出席委員は 6 名です。欠席委員は神立精之委員長です。定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

ピンチヒッターですので、よろしく皆様のご協力をお願いしたいと思います。

本日の委員会に、議会事務局職員、副市長、関係部長、関係課長及び職員が出席です。これより議事に入ります。

なお、議案の説明については簡潔にお願いをいたします。

まず、部長の方からよろしくお願いします。

○総務部長 (渡辺勝美君) お世話になります。

今回、私の方からは、議案の 7 号、8 号、9 号、10 号といずれも条例の関係のものでございまして、人事課の方からご説明いたします。

それから、議案第 16 号につきましては、一般会計の補正予算でございます。

簡単にご説明いたしますと、議案第 7 号につきましては、市長を初めとする常勤特別職の給料について引き続き減額するというものでございます。

議案の 8 号でございますが、これは市職員の勤務時間を変更するためのものでございます。

9 号につきましても、市職員の勤務時間を変更することと、「特定管理職員」という名称でございますけれども「管理職員」という形で改めるというものでございます。

それから、議案第 10 号につきましては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例ということで、一般職の職員の給与に関する法律等の施行に伴って改正するものでございます。

以上が、人事課の条例案件でございます。

16 号については、順次、担当課よりご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いします。

○副委員長 (海老原 弘君) 部長の方から説明がございました。

それではまず議案第 7 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課の方で議案第 7 号について説明を求めます。よろしくお願いをいたします。

○参事兼人事課長 (中川 修君) 議案第 7 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関す

る条例の一部を改正する条例、人事課の方からどうぞよろしくお願いいたします。

本案は、市長の給料につきましては、74万1,000円を65万円、12.3%の減額でございます。副市長につきましては、57万8,000円のところを56万円、3.1%の減額、それから教育長でございますが、54万円のところを51万3,000円、5.0%の減額です。

特別職等の給料の減額につきましては、平成19年の4月1日に始まりまして、当初20年の3月31日ということで1年間の時限立法でお願いをいたしました。その後また20年度に入りまして、さらに1年延長させていただいて、今回は平成22年の5月13日ということで、市長の在任中、任期中まで延期しようという内容の改正になってございます。趣旨等はご案内のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（海老原 弘君） 説明が終わりました。

これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。

意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（海老原 弘君） 意見がないということなので終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（海老原 弘君） 全員賛成ということで、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第8号について説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○参事兼人事課長（中川 修君） 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。本案は、平成20年の人事院勧告に基づく改正案でございます。勤務時間につきましては、1週間当たり40時間であるところを、1週間当たり38時間45分にしようというものでございまして、1日当たりにいたしますと15分の短縮ということで、平成21年4月1日、来月1日の施行ということでお願いするものでございます。

本市の取り扱いを申し上げますと、1日の勤務時間、午前中につきましては、8時半から12時15分であったものが、8時30分から12時という取り扱いで、午後につきましては、13時から17時15分ということで変更がございません。

特に、午前中の勤務につきましては、15分短縮で12時までということになりますけれども、市民窓口課を初めといたします窓口対応については、これまで以上のサービスを心がけてまいりますし、また、その他直接住民対応の業務ではございません他の業務にありまして、行政サービスの水準、その低下を招かないということで人事課の方としても徹底をしてまいりたいと思っております。ちなみに、常総、取手、牛久、つくば、守谷、すべて同様に4月1日改正ということで進めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（海老原 弘君） 説明が終わりました。

これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。

ご意見のある方。

今川委員。

○委員（今川英明君） 15分短縮になるわけですよね、窓口業務なんかもちろんそのペースでいくのでしょうけれども、例えば15分ずっとやった場合には、残業みたいな扱いになるのかなそれは、15分は。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁お願いします。

○参事兼人事課長（中川 修君） お答え申し上げます。

残業の方につきましても、1日勤務時間が8時間から7時間45分ということになりますので、当然単価の変更は生じてまいります。

○副委員長（海老原 弘君） 今川委員。

○委員（今川英明君） それによってどのぐらい年間給料が増、給料というかその賃金が増になるのかな、ちなみに、お願いします。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁お願いします。

○参事兼人事課長（中川 修君） ちょっと言葉不足だったものですから、森補佐の方から補足させます。

○副委員長（海老原 弘君） 森補佐、よろしくお願いします。

○人事課長補佐（森 伸次君） それでは、今川委員からありました件なのですが、15分の短縮ということで、短縮する時間は1日の中で、お昼の12時から12時15分の間の15分だけを短縮するということです。時間外勤務の増等にはつながっておりません。勤務時間が、5時15分が5時になったりして後ろになった場合には伸びたりしますが、そういうことではございませんので、休憩時間の部分を45分から1時間にすることです。賃金増にはつながっておりません。

○副委員長（海老原 弘君） 今川委員、よろしいでしょうか。

○委員（今川英明君） はい、わかりました。

○副委員長（海老原 弘君） ほかにご意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（海老原 弘君） なければ、質疑及び意見は終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（海老原 弘君） 全員賛成で、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第9号について説明を求めます。

○参事兼人事課長（中川 修君） 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらの改正につきましては、改正のポイントは3点ということでございます。従来、当条例上「管理職」と通常呼びならわしてきたものでございますが、条文上で「管理職員」ということで表記を位置づけし、明確化させたということが第1点でございます。

2点目は、先ほどの議案第8号においてご説明を申しあげました勤務時間の改正についての改正と。3点目は、特定管理職員を廃止するという内容の改正でございます。特定管理職員自体、つくばみらい市ではもともと該当職員は存在してございませんので、法文のみの改正ということになります。

以上です。

○副委員長（海老原 弘君） 説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑及び意見を行います。

山崎委員。

○委員（山崎貞美君） これさっきのあれと関連するのだけれども、職員間の三六協定とか、変形労働というような協定を結んでいるのですか。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁をお願いします。

○参事兼人事課長（中川 修君） お答え申し上げます。

結んでおりません。

○副委員長（海老原 弘君） 山崎委員。

○委員（山崎貞美君） これきちんと時間どおりにいけばいいのだけれども、仮に超過する場合は残業になったりいろいろしていくのだろうけれども、そうじゃなくて、逆に変形労働みたいなのをうまく併用していけば、多少時間がずれてもそれにうまく割り当てしていくというサービスが出てくるのじゃないかなと思うのだけれども、そのところはどんなの。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁をお願いします。

○参事兼人事課長（中川 修君） そちらにつきましては、この条例とはまた別個の話ということで、ただいま企画政策課の方で集中改革プラン等もやっておりますし、それぞれの合理化という観点のもとに、振りかえ休日とか、代休とか、あるいはまた勤務時間のフレックスタイム、そういうのも利用はいたして運用を考えております。

○副委員長（海老原 弘君） 山崎委員。

○委員（山崎貞美君） この法改正によって、そういった意味で混乱する場合があるから、それをきちんとやっていってうまくクリアしていけば、スムーズにいくのかなと思います。わかりました。

○副委員長（海老原 弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（海老原 弘君） なければ、議案第9号に対する質疑及び意見は終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（海老原 弘君） 全員賛成ということで、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第10号について説明を求めます。

○参事兼人事課長（中川 修君） 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、前号のつくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同種のものでございまして、「管理職員」ということで表記を法文中に位置づけ、明確にした点でございます。

もう1点、地域手当に関する改正が盛り込まれております。この地域手当につきましては、合併時より、国が示す支給基準に基づいて市では支給をしてまいりましたが、この企業会計でございます水道課職員に関する規定の整備のみ遺漏してしまったということでございます。ですから取り扱いといたしましては、合併時から水道課職員にも同様に手当は支給しておりました。

今回、この管理職員関係の条例の整備をしておりましたところ、例規の不備を発見いたしまして上程を申し上げたわけでございます。したがって、附則の方では、平成18年3月27日に遡及をさせていただきたいということでございます。まことに申しわけありません。単純ミスでございました。

○副委員長（海老原 弘君） 説明が終わりました。

これより議案第10号に対する質疑及び意見を行います。

ございますか。

松本委員。

○委員（松本和男君） 今まで聞かなかったのだけれども、企業職員というのは、要するに、ここの職員じゃない扱いですか、今まで。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁を求めます。

○参事兼人事課長（中川 修君） お答え申し上げます。

市の職員であることには何ら変わりありません。ただ、会計そのものが企業会計ということで、人事の所属の方でそちらに配置するということになってございます。

○副委員長（海老原 弘君） よろしいですか。

○委員（松本和男君） はい。

○副委員長（海老原 弘君） ほかに。今川委員。

○委員（今川英明君） 今回、企業職員にも地域手当ということなのでしょうけれども、ちなみに地域手当の手当分としては、お金にするとどのくらい出るの、近隣ではどんなふうな状況でやっていますか、その辺わからないですか。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁を求めます。

○参事兼人事課長（中川 修君） 3%でございます。本俸の3%ということで、国の示す基準に従って支給してございます。

○委員（今川英明君） 近隣はどんな状況でしょうか。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁をお願いします。

○人事課長補佐（森 伸次君） それでは、地域手当についての近隣の状況についてお知らせいたします。

地域手当につきましては、等級が1級から6級までに分かれております。当つくばみらい市におきましては、6級地ということになっております。

ちなみに、参考までに申し上げますと、1級地が18、2級地が15、3級地が12、4級地が10、5級地が6、6級地が3ということになっております。この近隣の状況を申し上げますと、取手市が2級地の15%になっております。つくば市が3級地の12%、守谷市が4級地の10%、当つくばみらい市におきましては、6級地の3%ということになっております。

こちらにつきましては、制度が平成23年に完成ということで順次段階的に上げているわけなのですが、つくばみらい市におきましては一番低い等級ですので、すでに3%なので

ありますが、各市におきましては、それぞれまちまちで制度を最終的には、財源があれば全額支払うということで取り扱っております。

以上です。

○副委員長（海老原 弘君） よろしいですか。

○委員（今川英明君） はい。

○副委員長（海老原 弘君） ほかに、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（海老原 弘君） なければ終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（海老原 弘君） 全員賛成で、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の総務常任委員会所管部分を議題といたします。

議案第16号について説明を求めます。

○秘書広聴課長（石神 栄君） それでは、まず秘書広聴課の所管に関する議案第16号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の議案書、議案第16号の7ページをお開きいただきたいと思います。

第3表繰越明許費補正でございます。秘書広聴課といたしましては、2款総務費、1項総務管理費のくらしの便利帳印刷製本費、こちら96万1,000円、こちらを繰越明許をさせていただきます。現在編集中であるということで、印刷製本費については繰り越しということでございます。

続きまして、議案第16号の15ページでございます。

2款総務費、1項の総務管理費の1目の一般管理費の11節の需用費の部分でございます。印刷製本費で減額をしておりますが、秘書広聴課所管の今後の補正の部分につきましては、すべて事業費確定に伴う減額補正に関するものでございます。こちらの需用費につきましては、つくばみらい市男女共同参画計画の印刷製本費、こちらについて事業費が確定いたしましたものですから120万9,000円こちらを減額をいたします。

続きまして、2目の秘書広報費の11節の部分でございます。こちらと同じように事業費確定でございまして「広報つくばみらい」の印刷製本にかかる事業費が確定いたしましたもので、439万9,000円、こちらを減額するものでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（森 勝巳君） 企画政策課の方から説明を申し上げます。

ページが、議案第16号の11ページをお開きいただきます。

下段になりますけれども、国庫支出金の国庫補助金の7の総務費の国庫補助金でございますが、2節の総務管理費の補助金900万円、自動車事故対策費補助金ということで900万円の歳入が入っております。これはコミュニティバスの運行の補助金というふうなことでございます。

それから、その下の8節の合併市町村補助金990万円でございますが、内訳としましては、消防器具置き場、これは第4分団の伊丹地先ということの整備費。それから、行政評価の委託料としまして190万円、消防器具の方が800万円ということで、合わせまして990

万円の合併市町村の補助金が歳入として入りました。

それから、歳出の方になりますけれども、16ページをお開きいただきます。

その中の目の企画費でございますが、減額、役務費42万円でございますけれども、これは通信運搬費ということで、以前にコミュニティバスのアンケートを予定しておりました。その郵便料ということで予定しておりましたが、広報紙を使って全世帯を対象に実施をいたしましたので、その郵便料の減額というふうなことでございます。

それから、その下の統合推進費でございますが、267万円の減額ということでございます。これは小中学校の先生方へのパソコンの購入でございますが、それとプリンター等を購入いたしました。その際、入札によって実施をしたわけでございますが、入札の差金といたしまして267万円の差金が生じたということで、今回、減額をさせていただくものでございます。

企画政策課の方からは以上でございます。

○副委員長（海老原 弘君） 続いて、お願いします。

○総務課長（湯元茂男君） 続いて、総務課です。

補正予算書のページが16号の11で、歳入から説明いたします。

14款国庫支出金、7目の総務費国庫補助金で、選挙費補助金、説明欄が、既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金と、これは裁判員制度、ことしからあるわけですが、これにかかわる交付金ということで8万円、事務費的な経費です。これが交付金が入りました。

それから、ページをめくりまして16号の14、雑入です。諸収入の雑入ですが、これは説明欄の方で、消防団員退職報償金1,155万8,000円の減額と、これは歳出の方に出てきますのでそちらの方で説明いたします。

歳入につきましては以上でございます。

では、歳出の方ですが、次のページめくっていただきまして、16号の15、総務費、委託料です。説明欄を見ていただきまして、行政手続整備支援業務42万円から字名変更業務委託料の196万3,000円、いずれも減額ですが、字名変更につきましては、例の北山の字名を今度は大字に上げたわけですね。3月1日から実施ということでなっております。これはここにいくまでの調査、1筆ごとの調査、大変な事務量なのですが、委託してやっていまして、請負差額ということであります。

それから、次のページへいただいて、16の17、総務費の中の選挙費です。先ほど歳入の方で説明しましたが、8万円、これはもともと歳出の方は入っていますので、いわゆる財源変更ということです。国庫補助金の方に8万円入れて一般財源を減額ということですね。

それからずっといきまして、16号の24です。一番下の方ですが、消防費です。非常備消防で、歳入の方で、雑入で1,155万8,000円減額ということで、これは消防団員の退職報償金、当初よりも退職された方が少なかったということで、報償金の方もその分少なくて済んだということですので減額しました。

それから、3番の消防施設費、先ほど企画政策課の方で補助金の説明がございました。消防団器具置き場の財源ですね、これは歳出の方は、歳出予算は組んでありますので、これは財源変更と、800万円。

総務課については以上でございます。

○財政課長（片見和男君） それでは、続きまして財政課からご説明申し上げます。

議案第16号の、ページ数で申し上げますと11ページをごらんください。

升の枠の一番上、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金でございます。こちらについては、交付金の確定によりまして144万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、その下の枠、特別交付金の補正でございます。こちらについても、交付金の確定によりまして149万6,000円増額するものでございます。

それで下のページ16号の12ページをごらんください。

枠の中では一番下の枠で16財産収入でございます。まず初めに、土地建物貸付収入でございますが、437万6,000円の収入の増でございます。こちらについては、野堀のストックヤードを茨城県に貸し付けておりまして、こちらの方の収入でございます。そしてその下の利子及び配当金については各基金の利子分でございます。

それでは、申しわけございません、次ページをお開きください。

13ページでございます。二つ目の升でございますけれども、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入でございます。これについては、山王新田と城中二つの土地を払い下げしてございます。こちらについての歳入を63万5,000円計上させていただいております。

続きまして、歳出の方に移ります。

議案第16号の15ページをお開きください。

升の方では一番下の方の升、2総務費、1総務管理費の中の1番目一般管理費、委託料でございます。委託料の2番目行政バス運行業務委託料でございますが、今回180万円を減額してございます。昨年は、すべて4台行政バス委託しておりましたけれども、今年度については職員2名、委託については2台を超えたものについて委託してございます。精算した結果180万円の減でございます。

続きまして、その下、一つ飛ばしまして、3財政管理費についてご説明申し上げます。

報酬でございます。補助金等の審議会、補助金審議会を当初6回予定しておりましたが、3回開催することによりまして14万4,000円の減をさせていただくものでございます。

続きまして、16ページ、一番上の行をごらんください。職員手当5,000円の減です。

続きまして、7番賃金の11万2,000円の減でございます。こちらについては、当初臨時職員を予定しておりましたけれども、若年失業者職場研修というふうな制度がございまして、こういう制度を使いまして、無料をお願いしたということでございますので減額するものでございます。

続きまして、5目財産管理費についてご説明申し上げます。

使用料賃借料でございます。こちらについては、電話設備機器借上料について204万2,000円を減額するものでございます。台数については300台でございます。

そしてちょっとページ数飛びます。議案第16号の26ページをごらんください。諸支出金の基金費でございますが1億3,859万7,000円を増にしております。内訳として主なものについては、財政調整基金積立として1億3,765万8,000円でございます。これは繰越金を充てるものでございます。残りについては、利子を充てるもので、積み立てするものでございます。

次ページの27ページ、繰出金についても、土地開発基金繰出金を計上してございますけれども、こちらについても同様でございます。

以上、財政課終了いたします。

○参事兼人事課長（中川 修君） 最後に、一般会計全体として人件費関係で人事課でございますが、すべて減額ということでございまして、一般管理費、税務の総務費、戸籍住民基本台帳費、以下全体で給料が4,760万円、職員手当で2,870万円、共済費が1,246万円減額となっております。人事異動による配置がえ、または中途退職等に起因して減額となったものでございます。

以上でございます。

○副委員長（海老原 弘君） 続いて、説明をお願いします。

○議会事務局長（井波 進君） 議会の方から説明をしたいと思います。

まず、同じ議案で、16号の15ページを開いていただければと思います。

一番上の議会費でございまして、議会費の補正額が601万6,000円の減額となっております。基本的には、事業の確定によりまして減額をするものでありまして、右側の区分のところを見ていただきますと、旅費、これが費用弁償で40万円ほど減額、それから需用費は「議会だより」の確定分でございます。180万円の減額。委託料、これにつきましては、会議録をテープから文字に移すための委託料でございまして、これも時間数の関係で確定しましたので130万円の減額、それから負補交19でございます。これ15万7,000円の減額ということで、これも負担金、研修等の参加の確定後の残ということで15万7,000円の減額となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（海老原 弘君） これより、議案第16号に対する質疑及び意見を行います。ございますか。

今川委員。

○委員（今川英明君） 財産収入の中で、土地売却代金とありますよね、63万5,000円、山王新田と城中ということなのですけども、これは面積はどのぐらいで、単価というか大体平米幾らというのわかりますか。

○副委員長（海老原 弘君） 答弁を願います。

○財政課長（片見和男君） それでは、ご説明申し上げます。

山王新田につきましては、36.72平米でございます。単価については6,100円、これは現況田んぼでございます。6,100円でございます。平米ですね。

城中については、雑種地なのですが、実際は宅地に接続する土地でございまして宅地に利用するような土地でございます。こちらについては45.9平米でございます。単価については平米8,964円でございます。

○副委員長（海老原 弘君） 説明が終わりました。

よろしいですか。

○委員（今川英明君） はい、わかりました。

○副委員長（海老原 弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（海老原 弘君） なければ、議案第16号に対する質疑及び意見は以上で終了いたしました。

これで、総務常任委員会に付託された案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。よろしくお願いいたします。

以上で、総務常任委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 1 2 分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第 6 0 条第 1 項の規定により署名する

平成 2 1 年 3 月 5 日

総務常任副委員長